第2回横浜市障害者研修保養センター横浜あゆみ荘指定管理者選定委員会 議事録

議 事 1 第1回委員会議事録について

- 2 「様式集」「評価基準」について
- 3 「公募要項」について
- 4 応募者の選定方法について

日 時 平成17年9月9日(金) 午後14時から15時30分まで

会 場 関内駅前第一ビル2階 特別会議室B

出席者 石渡 和実委員、外ノ池 浩志委員、平井 晃委員、松崎 紀一委員

八島 敏昭委員、山口 昇委員 (欠席なし)

開催形態 公開

傍 聴 者 2名

議 事 1 第1回委員会議事録について

事務局が作成した第1回横浜市障害者研修保養センター横浜あゆみ荘指定管理者 選定委員会の議事録について確認をした。

全会一致により、第1回議事録が確定した。

2 「様式集」「評価基準」について

第1回選定委員会で修正意見があり、事務局が変更した「様式集」「評価基準」の 修正案について説明がなされた。

【質疑・審議】

石 渡	最初の評価基準に比べて大分、メリハリがついたと思う。
委員長	
八島	7(1)の考え方としては非常に大事な部分になると思うが、また
委 員	項目の配点をいじると、全体の調整が難しくなるという気がす
	る。
石 渡	つまり、この提案書で確定してよいか。
委員長	
八島	はい、結構です。
委員	
石 渡	今、八島委員から意見があったが、この修正案を確定し、この
1	+ 240 - + 20
委員長	基準に基づいて評価を行うということでよろしいか。

3 「公募要項」について

第1回選定委員会で修正意見はなかったが、「業務の基準」「評価の基準」の修正 に伴い変更された部分について、事務局から説明がなされた。

【質疑・審調	「質疑・審議」					
ШП	修正の要望ではないが、公募要項の1ページの3行目に指定管					
委員	理者制度導入の目的となっている「サービスの向上」と「行政経					
	費の節減」という2本の柱に関する記載がある。評価基準の配点					
	を見る限り、どちらかというとサービスの内容に軸足が傾きがち					
	に思える。					
	そうではなく、2本の柱の1本である行政経費の削減という重					
	要な意味合いについても、応募者への説明の際に口頭で十分に説					
	 明し、その視点に目配りをした応募資料、積算資料を出してもら					
	うようにしていただきたい。					
石 渡	先の山口委員のように公募説明の際、応募者に重点的に説明し					
委員長	た方が良いと思われること、或いは他の項目のところでも、委員					
	の立場から気づいた点があればご発言していただきたい。					
八島	応募者がどういった方かというのは全く解らないが、「概念的」					
委 員	に障害者のことを解っているだけでなく、「具体的」に障害者のこ					
	とが解っていて、「自分たちはこういったサービスを提供したい」					
	という考え方を応募者の提案から汲み取りたい。					
	要項に記すのは、なかなか難しいと思うが、山口委員のおっし					
	ゃられたように、最初の説明の段階に口頭で触れていただきたい。					
石 渡	平井委員はご自身が利用者として、或いは、当事者の方の声も					
委員長	含めて何か気づくことがあるか。					
平井	今、経費節減の話が出たが、経費節減を重視しすぎて、サービ					
委員	スが低下するのはいかがなものか。					
八島	供給する側には「サービスを提供してあげている」、「使って当					
委 員	然」という感覚がある。サービスが悪ければ、最初は利用者も苦					
	情を言うが、ある程度言っても改善が見られないと結局、使わな					
	くなるというのが現実としてある。そこは経営する側がいちばん					
	解りづらいところであり、要注意すべきところだろう。					
山口	単に経費の節減という発想はサービスの質を落とすということ					
委 員	につながるが、経営というのは、重点的に経費を当て込むところ					
	と、薄くするところがありながらも、提供するサービスの質にぶ					
	れが出ないようにするものである。指定管理者制度を導入する趣					
	旨もここにあると考える。					
石 渡	平井委員がサービスを落とさないようと発言されたが、落とさ					
委員長	ないだけでなく、むしろ上げてもらわなければいけない部分もあ					
	る。					
山口	確かに、従前よりも半歩でも良い方向に向かっていくことを期					
委 員	待したい。					

4 応募の選定方法について

応募者が1団体の場合の選定基準等について審議した。

【質疑】

一 冲	22. ウナル かり 「22. ウルトタ シャストリット・ファ 22. ファ 22.
石渡	選定方法の3、「選定対象をなる法人がいなくなる場合は、選定
委員長	委員会で条件をつけたうえで」とあるがその条件というのは、選
	考の経過を踏まえて、委員がつくるということでよいか。
事務局	そうです。
山口	誠にイレギュラーな状況を想定し、採点の基準を作っておくと
委 員	いうことと思われる。
石 渡	例えば、3団体いて評価点が同点であった場合、選定方法の3
委員長	を引用することですね。他に我々が評価、採点をしていく上で、
	これは落としてはならないという視点や考えがあれば、ご発言を
	お願いしたい。
松崎	ヒアリングについてはどう考えているのか。
委 員	
事務局	第1回委員会でご審議いただいたように、ヒアリングは、公開
	で行い、委員による審査は非公開で行うことを考えている。
山口	同日に実施なのか。
委 員	
事務局	同日実施の予定だが、応募者が多数の場合は、選定委員会の回
	数を増やすこともありうる。
松崎	事前に応募書類を送付してもらい、その内容等をチェックし、
委 員	不明な点を選定の場で応募者に確認するという段取りか。
山口	応募者から提出された決算書等を事前に比較・検討した上で、
委 員	ヒアリングにのぞまないと、ヒアリングに時間がかかり過ぎると
	思われる。
石 渡	かなり先に読み込んでおいたとしても、ヒアリングによって気
委員長	づくことや発見があるので、その両方で判断することが大事だと
	考える。
外ノ池	ヒアリング実施の際、応募者のどういう立場の者が何人出席す
委 員	るのか。
事務局	2人程度と考えている。
山口	複数の応募者がいた場合はどうか。
委 員	
事務局	個別に、かつ順番に実施することを考えている。
石 渡	同席はするのか。
委員長	

	事務局	同席とすることも考えられる。
	石 渡	個別にする場合と同席にする場合と共にメリット、デメリット
	委員長	があると思う。
	八島	個別にやっていくべきではないか。複数団体が同席すると、ヒ
	委 員	アリングの最後の応募者は、こちらの質問の形式が解ってきて、
		その分言い回しが利くようになる。
	山口	数字が関わってくるということは、つまり会社の経営状況に関
	委 員	わることであり、そのような情報を答える場面で、他の応募者が
		同席するというのは好ましくない。
	石 渡	プレゼンする場合に応募者同席で行うことがあるが、個別情報
	委員長	に係るヒアリングは同席で行わないのが通例である。
	外ノ池	2人は少なくはないか。
	委 員	
	山口	総務担当、経理担当、営業担当と社長の4人体制もありうる。
	委 員	
	石 渡	2人という限定は行わない方がスムーズに選定が進むとは考え
	委員長	られるが、人数の上限は考えなければならないと思う。
	外ノ池	5人を超えると多すぎるので、5人以内ということでどうか。
	委 員	時間制限を設けるので、質問に誰が答えるかは会社に任せれば
		しいい。
	石 渡	それでは、ヒアリングは個別に5人以内で行うこととする。あ
	委員長	とは、プレゼンのやり方だが、応募者に任せるのか、事務局で条
		件を決めるのかということだが、何か意見はないか。
	山口	条件を付けるとプレゼンテーションにならないので、プレゼン
	委 員	者は1名に限り、持ち時間を限定することでよいだろう。
	全 員	異議なし。
	松崎	応募多数の場合、事前に書類審査で応募者数を制限するとうい
	委 員	うことはないのか。
	事務局	事前審査を行うことは考えていない。
	八島	公募説明会では、「運営委員会」の意味合いはきちんと伝えてほ
	委 員	しい。株式会社等には存在しないので、補足説明がないとイメー
		ジが解らないだろう。
	事務局	「業務の基準」に記載はあるが、説明会でも補足して伝えてお
		< ∘
決定事項	 各評価 	「項目について、係数をかける前の委員の評価の平均が「2」以下が1つでも
	ある場合	合、または委員の評価合計の平均が「120点」(200点満点中)以下の場合は、
	選定の対	け象から除く。
	ただし	、この評価を行った上、選定対象となる法人がいなくなる場合は、選定委員
1		

会で条件をつけた上で法人を選定することができる。

	・ ヒアリングを実施する。実施方法は、応募団体ごとに5人以内で行う。			
	・ 説明会では指定管理者制度導入の趣旨、「経費」に関する提出書類、「運営委員会」			
	の設置について補足説明を行う。			
会議資料	・ 第1回横浜市障害者研修保養センター横浜あゆみ荘指定管理者選定委員会議事録			
	・変更か所対照表			
	・ 提案書類/様式集			
	・ 評価基準(案)			
	・ 公募要項(案)			
	・ 業務の基準(案)			
	・ スケジュール (案)			
その他	・ 第3回選定委員会は、平成17年11月22日(火)午後開催。			